

記者発表資料
令和5年7月14日
教育庁高校財務・就学支援室就学支援班
担当：菊地
電話：022-211-3711
宮城県気仙沼高等学校
担当：副参事兼事務室長 伊藤
電話：0226-24-3400

県立高校における個人情報を含む書類の紛失について

1 学校名 宮城県気仙沼高等学校

2 発生日時 令和5年6月27日（火）から令和5年7月4日（火）までの間

3 概要

同校において、生徒及び保護者の氏名や生年月日、住所などの個人情報が記載された生徒2人分の高等学校等就学支援金受給資格認定申請に係る書類を紛失したものの。

生徒2人の保護者は、それぞれ令和5年6月27日（火）及び令和5年6月28日（水）に、学校に対して、令和5年7月から就学支援金を受給するために必要な書類を提出した。

学校は、提出期限である6月30日（金）の朝までに未提出であった世帯に対し、同日、生徒を通じて督促通知を送付した。

令和5年7月4日（火）に、生徒2人の保護者から提出済にもかかわらず、督促通知が届いたと学校に連絡があり、全職員で校内を捜索したが、現在まで書類は見つかっていない。

なお、これまで二次被害は確認されていない。

4 事故の要因

保護者から受け取った書類は、あらかじめ指定したキャビネットに保管し、夜間は施錠の上、厳重に管理していた。今回、就学支援金の申請書を提出するために使用し、確認が終了した生徒の氏名が記載された空封筒と未処理の封筒を同じ棚に重ねた状態で保管しており、書類の管理が不十分であった。

令和5年6月26日（月）から就学支援金の担当とは別の職員が、保存年限が満了した文書や空封筒のシュレッダー作業を行っており、紛失した書類が紛れ込み誤って廃棄したものである。

なお、キャビネットは、書類の出し入れ以外は常に扉を閉め、事務室職員のみが使用しており、外部の者が事務室内に侵入したことが確認されていないことから、書類が校外に持ち出された可能性は低い。

5 対 応

- 令和5年7月5日（水）までに生徒2人の保護者に謝罪及び経緯の説明を行うとともに、今回の件に関して、全保護者に対し文書でお知らせを送付した。
- 今回の事案を受けて、高等学校等就学支援金に関する書類の保管場所を専用キャビネットに変更するとともに、事務処理が完了した封筒は、別な場所で保管するように変更した。

6 再発防止策

県教育委員会としては、不適切な管理により個人情報を含む書類を紛失する事案が発生したことを重く受け止め、個人情報が記載されている文書の校内での取扱いを点検・再整備するとともに、管理職をはじめ教職員の情報セキュリティポリシー等に対する認識を深めるよう一層徹底を図り、再発防止に努めていく。